

第17号議案

品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例
の一部を改正する条例

品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例（平
成15年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

品川区公共の場所における喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防
止に関する条例

第1条中「歩行中の」を「公共の場所における」に改める。

第7条第1項中「道路管理者、公園管理者等の」を削り、同条第2項中「前
項」を「公共の場所」に改め、「管理者」の次に「（当該公共の場所の管理者が
区長である場合を除く。）」を加える。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（公共の場所における喫煙の禁止）

第8条 何人も、公共の場所において、喫煙してはならない。ただし、規則で
定める指定喫煙場所（以下「指定喫煙場所」という。）においては、この限
りでない。

第11条第1項中「路上喫煙禁止・地域美化推進地区」の次に「(以下「推進地区」という。)」を加え、同条第3項から第5項までの規定中「路上喫煙禁止・地域美化推進地区」を「推進地区」に改める。

第12条中「路上喫煙禁止・地域美化推進地区」を「推進地区」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第2号を削り、同条第1号中「路上喫煙禁止・地域美化推進地区」を「推進地区」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加え、同条を第15条とする。

- (1) 第8条の規定に違反し、推進地区内の道路上（駅舎周辺で一般交通の用に供する場所を含み、指定喫煙場所を除く。）において喫煙した者

付 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(説明) 公共の場所における喫煙を禁止する必要がある。